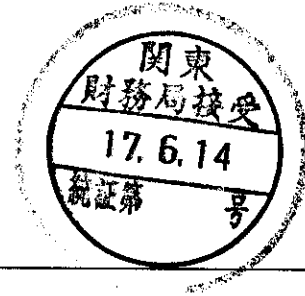


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

第一号様式



【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No. 2

【根拠条文】

法第 27 条の 25 第 1 項

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

弁護士 高橋 謙



【住所又は本店所在地】

東京都千代田区永田町 2 丁目 13 番 10 号プルデンシャル
タワー
東京青山・青木法律事務所
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
(外国法共同事業)

【報告義務発生日】

平成 17 年 1 月 31 日

【提出日】

平成 17 年 6 月 14 日

【提出者及び共同保有者の総数 (名)】

1 名

【提出形態】

その他

第 1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	森電機株式会社
会社コード	6993
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所
本店所在地	東京都港区高輪 2-15-8

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者 (大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者 (大量保有者)】

個人・法人の別	法人 (外国会社)
氏名又は名称	マックスリンク・グローバル・リミテッド (Maxlink Global Ltd.)
住所又は本店所在地	英領バージン諸島トートラ、ロード・タウン、私書箱 3152 (P.O. Box 3152, Road Town, Tortola, British Virgin Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2002年11月22日
代表者氏名	ツァオ・ユー・タン (Zhao Yu Ting)
代表者役職	取締役
事業内容	投資業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 高橋 謙
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

純投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)	3,571,000	0	0
新株引受権証書(株)	A 0	—	G 0
新株予約権証券(株)	B 0	—	H 0
新株予約権付社債券(株)	C 65,714,285	—	I 0
対象有価証券カバードワラント	D 0	0	J 0
株券預託証券	0	0	0
株券関連預託証券	E 0	0	K 0
対象有価証券償還社債	F 0	0	L 0
合計(株)	M 69,285,285	N 0	O 0

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(T) (千円)	72,994
借入金額計(U) (千円)	
その他金額計(V) (千円)	
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円) (T+U+V)	72,994

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

POWER OF ATTORNEY

MAXLINK GLOBAL LTD., (the "Company") a Company incorporated in the British Virgin Islands having its Registered Office at P. O. Box 3152, Road Town, Tortola, British Virgin Islands appoints **Ken Takahashi**, Attorney-at law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office, Tokyo, Japan being a resident of Japan to be its true and lawful Representative to act for it in its name and on its behalf to do all or any of the following acts with full power of substitution:

1. To file with the Director General of Kanto Local Finance Bureau under the Securities and Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948, as amended) Bulk Holding Report and its amendments regarding holding of more than 5% shares of Mori Denki Mfg. Co., Ltd stock.
2. To do all other acts, deeds and things whatsoever that may be necessary or appropriate in connection with the aforesaid purposes.

IN WITNESS WHEREOF the Company has hereunto executed this document as a deed this [30]th day of August, 2004

Maxlink Global Ltd

By: *Can Chi*
Zhao Yu Ting
Director

上記は原本と相違ありません。

弁護士 高橋 謙



委 任 状

英領バージン諸島に設立され、その登記上の事務所を英領バージン諸島トートラ、ロード・タウン、私書箱3152に有するマックスリンク・グローバル・リミテッド（以下「当社」という）はここに、日本国の居住者であり、日本国東京都の東京青山・青木法律事務所の弁護士である高橋 謙を、復代理人の任命権を含む下記事項の一切を行う当社の真正・適法な代理人に任命する。

- (1) 日本国の証券取引法（1948年法律第25号、改正済み）に基づき、当社による森電機株式会社株式の5%超の保有に関する大量保有報告書及び変更報告書を日本国の関東財務局長に提出すること。
- (2) 上記の目的に関連して必要又は適切とみなすその他の一切の事項を行うこと。

上記の証として、当社は本委任状に署名を行った。

2004年8月30日

マックスリンク・グローバル・リミテッド

(署 名)

ツァオ・ユー・タン

取締役

以上、正訳しました。

弁護士 高 橋 謙

